

機関番号：14401

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2009～2010

課題番号：21820014

研究課題名（和文） 開港期（1876～1894年）における朝鮮の対日外交政策研究

研究課題名（英文） A study of Korean Diplomacy to Japan from 1876 to 1894

研究代表者

酒井 裕美 (SAKAI HIROMI)

大阪大学・世界言語研究センター・講師

研究者番号：80547563

研究成果の概要（和文）：開港期（1876年～1894年）における朝鮮の対日外交を実態から分析した結果、当時の朝鮮外交の基本方針の一つには、「伝統」的・「近代」的外交体制が錯綜する当時の国際状況を背景として、条約本文の規定自体を自国に有利に制定するよりも、条約の解釈、運用によって自国の利益を最大限に引き出そうとする考え方があったとの結論を導き出した。

研究成果の概要（英文）：As a result of analysis regarding the status of Korea's diplomatic policy toward Japan between 1876 and 1894, it is to say as a conclusion that one of basic policies at that time, there was a concept in interpretation and implementation of Treaty to draw out to maximize Korea's national interest rather than to establish body of the Treaty itself advantageously in the complicated international background of traditional and modern diplomacy system at that time.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,070,000	321,000	1,391,000
2010年度	950,000	285,000	1,235,000
年度			
年度			
年度			
総計	2,020,000	606,000	2,626,000

研究分野：史学

科研費の分科・細目：東洋史

キーワード：朝鮮史、近代史、開港期、外交史、日朝関係、条約、不平等条約

1. 研究開始当初の背景

日本における開港期朝鮮の外交史研究には、戦前の田保橋潔による研究（田保橋潔『近代日鮮関係の研究』朝鮮総督府中枢院、1940年）以来、少なくない蓄積がある。しかしこれらは、日清戦争前史の一環としての視角か

ら、朝鮮をめぐる国際関係において日本の外交政策決定過程やその意図を跡づけることが中心となり、朝鮮自体の外交については、日本や清、西欧諸国の行動に対するリアクションとして、断片的に描かれるにすぎない傾向がある。

この問題点は、韓国における研究においても、根本的には克服されていない。韓国における開港期の外交史研究では、朝清関係の研究がさかんであるが、朝鮮の発展を妨害した清の「侵略的性格」が強調される中、これに対する朝鮮政府の自主外交を中心とした、一連の対清独立政策に検討の対象が集中されてきた。代表的な研究には、権錫奉『清末対朝鮮政策史研究』（一潮閣、1986年）、具仙姫『韓国近代対清政策史研究』（図書出版慧眼、1999年）などがあり、もちろん重要な成果であるが、朝鮮外交を、清の圧力に対するリアクションという形でしかとらえられない点では、日本における研究と同様の問題を抱えている。

すなわち、これまでの研究段階では、開港期に朝鮮が展開した外交政策の実態は、その全貌として明らかになってはいなかった。朝鮮独自の目的・意図を分析し、東アジアにとっての「近代」とは何かという問題を考えるための新たな視座へとつなげていくには、まず朝鮮が行った外交政策の実態を明らかにすることが必須である。ここに切り込もうとしたのが本研究である。

2. 研究の目的

開港期（1876年～1894年）における朝鮮の対日外交の実態分析を通し、朝鮮外交独自の意図やメカニズムを解明する。

19世紀以後における東アジアの国際関係を理解する重要なポイントは、朝貢と冊封に基づく清を中心とした「伝統」的な外交体制と、西欧国際法に則った条約に基づく「近代」的な外交体制とが接触した後、どのように展開したかを見極めるところにある。この「伝統」的な外交体制と「近代」的な外交体制の問題が、最も先鋭化して表れてくるのは、「伝統」的な外交体制において、清の最も重要な朝貢国であった朝鮮である。ゆえに当時における朝鮮外交がどのように展開されたのか、その内容と過程を正確に把握することは、東アジアにおける「近代」とは何かという命題にも関わる、重要な研究テーマである。

3. 研究の方法

(1) 当時の国際環境を「伝統」から「近代」へと単一化された分析枠から把握しない、(2) 外交主体として朝鮮を中心に据える、(3) 個別実証の積み重ねを重視する、という三つの基本方針に基づき、刊行史料をはじめ、韓国のソウル大学校奎章閣、東京の外交資料館が所蔵する未刊行史料を丹念に収集し、当該時期に関連する史料を可能な限り網羅的に検討した。

検討した史料について具体的に述べると、当該時期について、朝鮮の対日外交の実態を知ることのできる基本史料としては、『旧韓

国外交文書』（高麗大学校亜細亜問題研究所、1965年）が挙げられる。この史料には、開港以後、ソウル駐在の各国公使と朝鮮政府の間で往来された文書が収録されているが、日本については「日案」として整理されている。本研究では、当該時期に日朝間で懸案事項となった事件とそれぞれの処理過程について検討するためには、この「日案」について、該当時期の収録文書を、日付、発行元、宛先、内容などに項目を設けてエクセルでデータ化し、どのような対象と往来した文書が、どのような分野の内容について、どのくらいの数があるのかを整理した。これによって、具体的な懸案事項となっている事件を全体的に把握することができた。

また、現在韓国では、政府の直属機関として「近代韓国外交文書編纂委員会」（代表：金容九）を組織し、上述の『旧韓国外交文書』を基礎に、日本、中国、台湾、アメリカ、フランス、イギリスなどの各国所蔵の史料を補充して、例えば「1876年江華島事件」といったテーマごとに史料集を刊行していく、大規模なプロジェクトが稼働中であり、現在2巻が刊行されており、適宜利用した。

未刊行史料について、まず、ソウル大学校奎章閣に所蔵されている奎章閣史料のほとんどは目録等による整理が不十分で、一つ一つ実際に内容を見て確認する必要があるため、従来の研究においてもほとんど活用されていない。しかし、この中には当該時期に先出の統理交渉通商事務衙門が関わった文書が多数含まれている。今回は論文執筆に必要な部分を集中的に解説・検討したが、全体的な史料整理、検討は今後の課題として残された。

また、東京の外交史料館に所蔵されている、外務省記録の朝鮮関連史料も活用した。朝鮮関連史料は、一門の政治分野から八門の会計分野まで、幅広く残されているが、こちらもこれまでの研究ではほとんど用いられていない。史料の形態は、朝鮮現地に派遣された日本公使や書記官と、東京の外務省や政府関係者との間に往来した文書が多いが、朝鮮現地から日本に送られる文書には、出先機関が朝鮮政府から受け取った文書や、居留民の訴状などが添付されているものも多々見受けられた。

4. 研究成果

まず、当該時期に日朝間で懸案事項となった事件にはどのようなものがあり、それぞれどのような処理過程がとられたのかを整理したところ、不平等条約に関連する懸案事項についての外交交渉が目立っていることが確認できた。この問題について中心的に史料分析を進め、それぞれ学会発表を経て、以下に挙げる三つの論考としてまとめた。

(1)「開港期朝鮮の関税「自主」をめぐる一考察」(主な発表論文①)

日本の近代にとって「関税自主権」の回復は、至上命題であったが、韓国の研究においては、1882年に調印した朝米修好通商条約において、朝鮮は「関税自主権」を獲得されたとするのが一般的である。本稿は、この問題についての検討から出発して、開港期朝鮮において、関税「自主」という問題が、どのように認識され、また具体化されていったのかを、日本との貿易における関税規則制定交渉についての分析を中心に、実態に即して明らかにしたものである。

1876年の日朝修好条規に際する往復文書で、日朝間貿易の無関税が規定されたが、このとき朝鮮にとって、自国の関税賦課に関する裁量権はあまりに当為で、「自主」を主張する必要があるという意識がなかった。これが、1878年の釜山海関収税事件の背景となっている。しかし、ここで取税に失敗した朝鮮は、以後、日本との関税問題に本格的に取り組んでいくこととなった。

壬午軍乱以前の対日交渉において、朝鮮側は関税規則の草案を、何度も版を重ねて作成した。これらの草案において、朝鮮の関税「自主」は、当初、税率の調整についての権限を含む漠然とした裁量権として想定されていたが、徐々に、関税規則を独自に制定できる権利として、条文に具体化されていった。

ところが、壬午軍乱後の状況変化により、1883年6月に調印された「日朝通商章程」には、朝鮮の関税問題をめぐる「自主」についての規定は一切入らず、朝鮮にとっては、これまで積み重ねてきた交渉の意味を大きく損なう結果となった。しかしここで朝鮮は、朝米修好通商条約の規定に基づいて、独自の関税規則である「朝鮮通商章程」を作成してアメリカと清に送付するという形で、関税「自主」の実行を既成事実化するという外交政策を展開したのであった。

(2)「最恵国待遇をめぐる朝鮮外交の展開過程一朝清商民水陸貿易章程成立以後を中心に」(投稿済み、審査中)

本稿は、朝鮮が西洋国際法に基づく条約を締結していく過程において、最恵国待遇をめぐるどのような外交政策を展開したのかを明らかにしたものである。

朝鮮が締結した条約中、初めて最恵国条項が添入された朝米修好通商条約においては、一部双務的最恵国待遇が認められるなど、朝鮮外交の積極的な展開が目立った。ところが、壬午軍乱後に成立した朝清商民水陸貿易章程において、最恵国待遇拒否の論理が、属邦規定と抱き合わせになってしまったことが、朝鮮外交に大きな影響を及ぼした。水陸章程

以後に締結された日朝通商章程、朝英修好通商条約において、朝鮮は実質的に、最恵国条項拒否を交渉の論題に挙げるができなくなってしまうのである。

しかし、朝英修好通商条約の均霑問題をめぐる朝鮮の外交政策を分析してみると、アメリカ、清、日本それぞれに対して、異なる政策を展開していたことがわかった。アメリカに対しては、国際社会の慣習に従う姿勢を示すために、要求通りに均霑を実施した一方、日本に対しては、条文に独自の解釈を加え、自国の利益を損なわない形での均霑を模索していたことがわかった。

(3)「統理交渉通商事務衙門の構成員分析—甲申政変前の朝鮮における「近代」と「親清」の実態」(主は発表論文②)

外交主体に対する関心の欠如は、朝鮮外交をリアクションとしてしかとらえられないもう一つの根本的な原因であるともいえるかもしれない。本稿は、開港期朝鮮の外交主体において中心的な役割を果たしていた統理交渉通商事務衙門の基礎的分析の一環として、その構成員について検討したものである。

統理交渉通商事務衙門研究のみならず、開港期の政治史研究においては、二つの代表的な枠組みに基づく視角が強い影響力を与えてきた。それはすなわち、「近代/反近代」、「親清/反清」という概念として示される、二つの志向性である。ゆえに従来の研究においては、統理交渉通商事務衙門は「近代」「親清」の代表的機関としてとらえられてきたのである。しかし、開港期の複雑な外交を担当した機関自体をこのような単純な枠組みからのみ把握してしまってもよいのだろうか。この枠組みから把握しようとする中で、見えなくなっている部分があるのではないだろうか。当時の朝鮮が目指したもの、朝鮮に開かれていた可能性を明らかにするためには、より実態に即したアプローチが必要なのである。

分析の結果をまとめると、以下の四点をあきらかにできた。①外国人官員について。メレンドルフ、馬建常の衙門への招聘は清の斡旋によるものであったが、その活動実態をみると、メレンドルフの影響力は看過できないものがあつたが、その活動の中心は条約締結と租界地設定に関する交渉にあり、一方、馬建常の衙門への影響力は過大評価すべきではない。②任用条件について。清か日本かを問わず、外国への渡航経験を持ちながら、高宗に直接入侍する機会のある官職就任の経歴があり、基本的には名門家系出身という出自を持つが、庶子や中人の抜擢もあつた。③兼職状況について。議政府をはじめとする朝鮮従来の機関の官職、統理軍国事務衙門やそ

の傘下に設けられた新設機関、承旨をはじめとする高宗と近い接触を持ちうる機関の官職との兼職が見られる。④勤務状況からみる衙門の中心人物について。金弘集のもと、主持層が実務を担当していた。

これらの実態は、「近代／反近代」、「親清／反清」といった二項対立的な視角から捉えきれぬものではなかった。むしろ、統理交渉通商事務衙門の性格の複雑性をこそを前提にしてこそ、当時の朝鮮外交の複雑性をより実態に即して理解できると考えられる。

以上三つの論文を総合すると、開港期における朝鮮外交の複雑な様相が具体的に明らかになったと言える。特に朝鮮外交の基本方針の一つには、「伝統」的・「近代」的外交体制が錯綜する当時の国際状況を背景として、条約本文の規定自体を自国に有利に制定するよりも、条約の解釈、運用によって自国の利益を最大限に引き出そうとする考え方があったとの結論に至った。

この結論を確認・補強するために、より具体的な事例に基づく実態研究が必要である。今後の課題としては、「伝統」的・「近代」的要素がより複雑に絡み合っていたにも拘わらず、これまで外交問題としてはほとんど検討されてこなかった漁業問題を取りあげてみることを考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

- ① 酒井裕美、開港期朝鮮の関税「自主」をめぐる一考察、東洋学報、第91巻、(2010)、1-29、査読有
- ② 酒井裕美、統理交渉通商事務衙門の構成員分析—甲申政変前の朝鮮における「近代」と「親清」の実態、日韓相互認識、第3号、(2010)、1-32、査読無

[学会発表] (計4件)

- ① 酒井裕美、최혜국 대우를 둘러싼 조선 외교의 전개 과정 -조영수호통상조약 균점문제를 중심으로 -, 韓国歴史研究会、2011年3月18日、韓国歴史研究会セミナー室
- ② 酒井裕美、朝英・朝独条約の均霑をめぐる一考察—開港期朝鮮における外交政策の一側面—、上智史学会第59回大会、2009年11月15日、上智大学
- ③ 酒井裕美、開港期朝鮮の関税「自主」をめぐる一考察、日韓歴史共同研究プロジェクト

第10回シンポジウム、2009年8月22日、韓国济州大学校

④ 酒井裕美、開港期における朝鮮外交の実態—朝英・朝独条約の再交渉とその均霑問題を中心に—、朝鮮史研究会関東部会、2009年4月18日、専修大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

酒井 裕美 (SAKAI HIROMI)

大阪大学・世界言語研究センター・講師

研究者番号：80547563